

# 第10次宇都宮市交通安全計画における施策体系（案）

【課題と施策の方向】

【施策の柱】

【基本施策】

【個別施策及び取組】

・下線部は新規拡充の内容

別紙1

## 施策の柱：市民一人ひとりの交通安全意識の高揚

交通事故を減少させるためには、各年代の特性に応じた交通安全教育や地域等における交通安全活動を通して、市民一人ひとりの交通安全意識の高揚を図る必要がある。特に高齢者や自転車に関する対策を推進する必要がある。

### 【施策の方向】

- 「各年代の特性に応じた段階的及び体系的な交通安全教育」
- 「自転車利用者への交通安全教育」
- 「交通安全運動」「交通安全広報啓発活動」
- 「交通安全に関する民間団体等の主体的活動を推進する。」

## I 市民一人ひとりの交通安全意識の高揚

(1)各年代の特性に応じた段階的及び体系的な交通安全教育の推進

- ①幼児に対する交通安全教育
  - 幼児に対する交通安全教室の開催
  - 保護者に対する交通安全教育の実施
- ②小学生に対する交通安全教育（拡充）
  - 小学生に対する交通安全教室の開催
  - 小学校における交通安全教育の実施
  - 保護者に対する交通安全教育の実施（拡充）
  - 市交通指導員等による交通安全指導の実施
- ③中学生に対する交通安全教育（拡充）
  - 中学生に対する交通安全教室の開催（拡充）
  - 中学校での交通安全教育の実施
  - 自転車通学者のヘルメット着用義務化による交通安全確保（新規）
- ④高校生に対する交通安全教育（拡充）
  - 高校生に対する交通安全教室の開催（拡充）
  - 高校生の交通問題を考える会の活動支援（新規）
- ⑤成人に対する交通安全教育
  - 大学生等に対する交通安全教室の開催
  - インターネット教材の提供による交通安全教育の充実
  - 参加・体験・実践型の交通安全教育の推進
- ⑥高齢者に対する交通安全教育（拡充）
  - 高齢者に対する交通安全教室の開催（拡充）
  - 地域の交通事故実態に応じた交通安全教育の推進（新規）
  - 高齢ドライバーに対する交通安全教室の開催（拡充）
  - 高齢者戸別訪問による交通安全教育の実施
  - 交通安全教育用教材・教具の研究（新規）
  - 世代間交流による交通安全教育の促進
- ⑦障がい者に対する交通安全教育

(2)自転車利用者への交通安全教育の推進

- ①子ども自転車免許事業の推進（拡充）
- ②中学・高校生に対する自転車安全利用教育（拡充）
  - 宇都宮ブリッツェンと連携した自転車安全利用教室等の開催（拡充）
  - 自転車安全利用に関するリーフレットによる啓発
- ③成人に対する自転車安全利用教育
- ④高齢者に対する自転車安全利用教育（拡充）
  - 高齢者自転車免許制度講習会の開催
  - 自転車シミュレーターを活用した自転車教室の開催（拡充）
- ⑤自転車用ヘルメットの着用促進（拡充）
  - 自転車乗車時のヘルメット着用の促進（拡充）
  - 自転車用ヘルメットの普及促進（新規）
- ⑥自転車損害賠償保険等への加入促進（拡充）

(3)交通安全運動の推進

- ①交通安全市民総ぐるみ運動の推進
- ②交通安全活動への参加促進

(4)交通安全広報啓発活動の推進

- ①交通事故発生状況等の広報活動（拡充）
  - 交通事故発生状況に関する情報提供
  - 交通事故発生状況マップの周知（新規）
- ②交通安全啓発活動の推進（拡充）
  - 全ての座席のシートベルトの着用やチャイルドシートの正しい使用に関する啓発
  - 高齢運転者等の保護意識に関する啓発
  - 高齢者の公共交通機関の利用促進に関する啓発
  - 反射材等の着用に関する啓発
  - 歩行者等への保護意識に関する啓発
  - 踏切道における交通事故発生時等の対応方策の周知
  - 先進安全自動車（ASV）の普及支援（新規）
  - 効果的な広報の実施

(5)交通安全に関する民間団体等の主体的活動の促進（新規）

- ①交通安全推進協議会などの活動促進
- ②交通安全活動を行う民間企業等の取組支援（新規）

**施策の柱：地域と連携した道路交通環境の整備**

道路の安全性を高めるためには、交通事故データや地域のニーズに基づき、市民に身近な道路の交通安全対策に取り組んでいく必要がある。また、歩行者・自転車の通行空間の整備や車の運転に不安を感じている高齢者をはじめ誰もが利用できる公共交通機関の整備を推進していく必要がある。

**【施策の方向】**

- 「歩行者や自転車の通行空間の整備」
- 「交通事故多発地点等の安全性向上」
- 「交通安全に配慮した道路交通環境の整備」を推進する。

**Ⅱ 地域と連携した  
道路交通環境の整備**

(1)人優先の安全・安心な歩行空間の整備

- ①歩行者の通行空間の確保
- ②通学路の交通安全確保（新規）

(2)自転車利用環境の総合的整備

- ①自転車走行空間の整備（拡充）
- ②放置自転車対策の推進

(3)交通事故多発地点等の安全性向上の推進

- ①地域と連携した交通事故多発地点安全性向上事業の実施
- ②交通事故の調査分析の推進（拡充）
  - 交通事故の地理情報を活用した調査分析
  - 高齢者の交通事故防止に関する調査分析（新規）

(4)交通安全に配慮した道路交通環境整備の推進

- ①公共交通ネットワークの整備推進（新規）
  - 公共交通の利用促進（新規）
  - 新交通システム（LRT）の整備に向けた交通安全対策（新規）
- ②道路交通環境整備への市民参加の促進
- ③道路の改築等に伴う交通安全施設の整備・更新
- ④適正な道路使用及び占用

**施策の柱：地域における道路交通秩序の維持**

暴走族・飲酒運転の根絶や多くの市民の交通手段となっている自転車の交通事故を防止するためには、地域住民の自主的な交通安全活動が重要であるため、地域住民が一体となった活動を促進する必要がある。

**【施策の方向】**

- 「自転車の交通事故防止のための地域活動」
- 「暴走族対策や飲酒運転根絶に向けた取組」を促進する。

**Ⅲ 地域における  
道路交通秩序の維持**

(1)自転車の交通事故を防止するための地域活動の推進

- ①自転車利用者に対する街頭指導の実施（拡充）
- ②自転車ヘルメット利用推進員による安全利用の推進（新規）

(2)暴走族対策や飲酒運転根絶に向けた取組の推進

- ①地域における暴走族対策の推進
  - 暴走族等根絶推進強化月間の推進
  - 暴走族への加入阻止と暴走族からの離脱を促進するための活動の推進
- ②地域における飲酒運転根絶に向けた取組の推進

**施策の柱：救助・救急対策の推進**

交通事故による負傷者の救命を図り、被害を最小限にとどめる救急活動の維持向上を図っていくためには、引き続き救助救急体制を充実させていく必要がある。

**【施策の方向】**

- 「救助・救急体制の充実」
- 「応急手当の普及啓発活動」を促進する。

**Ⅳ 救助・救急対策  
の推進**

(1)救助・救急体制の充実

- ①救急救命士の養成
- ②救急・救助隊員の教育訓練の充実

(2)応急手当の普及啓発活動の推進

- ①応急手当講習の実施

**施策の柱：被害者支援の推進**

交通事故被害者等を支援していくためには、県や犯罪被害者等を支援する団体との連携を強化し、被害者対策を推進していく必要がある。

**【施策の方向】**

- 「関係機関と連携した被害者支援」を促進する。

**Ⅴ 被害者対策の推進**

(1)関係機関と連携した被害者支援の推進

- ①交通事故相談事務等の充実（拡充）
- ②被害者支援に関する広報・啓発の実施（拡充）